

感染症による出席停止について

下記の感染症に該当する場合は、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する恐れのある間は登校できません。なお、この期間は「出席しなくてよい期間」として取り扱います。

＜留意事項＞

- 1 医療機関で感染症であると診断されました、その旨を学校にお知らせください。
- 2 医師の処置と指示に従い、治ゆ後、「感染症治ゆ報告書」を保護者の方が記入し担任にご提出ください。

感染症治ゆ報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

学校長様

____年____組 氏名_____

保護者氏名_____

下記のとおり報告します。

該当に ○印		病名	出席停止期間の基準 (ただし、No. 1～8は、病状により医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない)
	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	3	百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	4	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	5	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	6	風疹（三日ばしか）	発疹が消滅するまで
	7	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	8	咽頭結膜熱（プール熱、アデノウイルス）	主要症状が消滅した後2日を経過するまで
	9	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	10	髄膜炎菌性髄膜炎	
	11	腸管出血性大腸菌感染症	
	12	流行性角結膜炎	
	13	急性出血性結膜炎	
	14	その他の感染症 （該当の病名に☑）	
		☐ マイコプラズマ感染症 ☐ 溶連菌感染症 ☐ R S ウイルス感染症 ☐ 手足口病 ☐ 感染性胃腸炎 ☐ ヘルパンギーナ ☐ 伝染性紅斑 ☐ 突発性発疹 ☐ 帯状疱疹 ☐ その他（ ）	

・受診した医療機関：

・医師から指示された期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(出席停止期間)

令和7年10月15日

清須市立小中学校の保護者の皆様へ

清須市教育委員会

お子様が感染症に罹患したと疑われる場合について（ご案内）

日頃は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、学校という集団活動の場では様々な感染症が流行しやすくなるため、お子様が健康な状態で教育活動を行うために感染症の流行を予防することが重要となります。そのため、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。この期間は、「出席停止」となります。

つきましては、お子様が感染症に罹患したと疑われる場合には、下記のとおり対応していただきますよう、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 登校までの流れ

- (1) 感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関で受診してください。
- (2) 出席停止となる感染症と診断されたら、医師の治療及び指導を受け、療養してください。
- (3) 「病名」と医師から指示を受けた「療養期間」を学校の指定する連絡方法により連絡してください。
(例:「tetoru」の場合、「欠席連絡」の「備考欄」にその旨を入力してください。)
- (4) 療養期間を過ぎ、体調が回復したら登校してください。
- (5) 登校時に、別紙の「感染症治癒報告書」を保護者の方が記入し、担任に提出してください。

2 「感染症治癒報告書」の入手方法について

学校ホームページまたは市ホームページから様式をダウンロードしてください。入手が困難な場合には、お子様の通っている学校へお申し出ください。

3 その他参考事項

裏面の参考資料をご覧ください。

○関係法令について（抜粋）

学校保健安全法第 19 条

校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○別紙の「感染症治癒報告書」について

感染症は、何らかの集団生活を行う上では、誰もがかかるかもしれず、感染させる可能性があり、これは避けられないものです。このため、集団生活の中での予防しうる対策、また、感染症が発生したときの二次感染を最小限に抑える対策を速やかに講じることが重要となります。

本市の感染症の取り扱いについては、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症以外の感染症に罹患した場合には、医師が証明する「感染症治癒証明書」の提出を保護者の皆様に求めておりました。

しかしながら、「感染症治癒証明書」を医師からもらうために、保護者の皆様のご負担になること、また、再び医療機関を受診することにより、お子様が新たに風邪を引いてしまうことなどの問題点が生じておりました。このため、西名古屋医師会（清須市・豊山町・北名古屋市で医師で構成）と協議の結果、「感染症治癒証明書」を廃止しました。

つきましては、令和 7 年 11 月から、医師から指示された期間等（出席停止期間）について把握するため、報告という形式で「感染症治癒報告書」の提出を保護者に求めるものです。なお、この機会に併せてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症も含めた全ての感染症について、紙媒体での「感染症治癒報告書」を求めるものです。

保護者の皆様には、お手数をおかけしますが、感染症に伴うお子様の健康被害を最小限に抑え、校内感染を防ぐことを目的としておりますので、どうぞご理解いただきまして、ご協力を重ねてお願い申し上げます

【問い合わせ先】

担 当 清須市教育委員会 学校教育課

T E L 0 5 2 - 4 0 0 - 2 9 1 1